

令和5年度新潟市水道局入札等評価委員会 後期定例会議

【日時】 令和6年2月27日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

【会場】 新潟市水道局 水道研修センター2階 研修室

【出席者】 委員長 富山 栄子（大学院大学教授）

委員 今井 あかね（大学教授）

委員 梅澤 克博（公認会計士）

委員 松岡 立行（弁護士）

委員 渡辺 明弘（公募委員）

（※委員長を除き五十音順）

（事務局）

ただいまより、令和5年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます経理課の西脇と申します。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、資料のご確認をお願いいたします。本日配付いたしました資料は、1枚目が次第、2枚目が委員名簿、3枚目が座席表になります。それと、事前にお配りいたしました報告資料と別冊資料になります。お手元にありますでしょうか。

事務局からお知らせがあります。当委員会は、要綱により議事概要を公表することになっておりますので、会議録を作成する関係から、録音させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。会議録につきましては、後日、ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。

また、本委員会は公開会議としておりますので、本日、4名の傍聴者の方がお越しです。報道機関の方には写真撮影も許可させていただいておりますので、併せてご了承ください。

それでは、委員の方をご紹介します。

議事の進行をお願いいたします、富山委員長です。よろしくお願いいたします。

次に、今井委員です。よろしくお願いいたします。

次に、梅澤委員です。よろしくお願いいたします。

次に、松岡委員です。よろしくお願いいたします。

次に、渡辺委員です。よろしくお願いいたします。

次に、水道局側の出席者を紹介させていただきます。お配りしました資料の座席表をご覧ください。それぞれの職員の紹介は省略させていただきますが、総務部長以下、担当課長7

名にてご説明申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、総務部長の小柴よりごあいさつを申し上げます。

(総務部長)

総務部長をしております小柴と申します。今年度、第2回目の委員会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また風が強くお寒い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本年1月1日に最大震度7、新潟市内におきましては震度5強を観測する大地震がありまして、各地に大きな被害が生じております。ここ新潟市におきましては、液状化現象が生じた西区を中心にして建物被害が1万戸を超えております。また、私どもの水道施設につきましては、水道管の漏水が発生いたしまして、一時は最大で2,300戸ほど断水いたしました。しかしながら、幸いなことにといいますか、浄水場ですとか配水場、それから大きな配水管、大口径の配水管ですが、こういったものを基幹施設と私ども呼んでおりますが、そうした施設には大きな被害がありませんで、水道工事店ですとか他の水道事業体からの応援をいただきまして、漏水の修理に努めました結果、1月8日、およそ1週間ではほぼすべて漏水修理完了いたしまして、通常の供給に戻っております。ただ、新聞やテレビ等で報道ありますとおり、石川県ではまだ被害が続いておりまして、昨日現在でまだ2万世帯以上断水しているという状況です。私ども新潟市の水道局からも、連日10名ほどの職員と民間の協力事業者と応援隊、チームを編成させていただきまして、石川県七尾市で連日、復旧の支援に当たっております。

いずれにいたしましても、今回の地震で、新潟市の水道につきましては液状化現象が生じた地域を別にすれば、被害がほとんどありませんでした。それは、これまで私どもが取り組んでまいりました老朽化対策ですとか耐震化といった取組みの効果によりまして、被害を最小限にとどめることができたのかなと考えております。

ただ、人口減少が進んでおりまして、財政面では非常に厳しさを増しております。しかしながら、災害に強い水道施設造りというのは、手を緩めることなく、今後も重点的に進めてまいりたいと考えております。こうした施設造りに向けた工事発注におきましては、入札契約における透明性、公平性、競争性の確保をしっかりと行いまして、なお工物品質の向上も併せて図ることが何よりも重要と考えております。そのためには、市民の皆様はもちろんのこと、入札に参加していただく民間事業者の皆様からも信頼をいただけるような入札制度の設計ですとか、その運用が求められるのかなと思っております。

当局におきましては、入札制度におけるこの委員会での評価、ご助言、ご意見など、それ

はこの制度の根幹をなすものだと考えております。委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のないご意見、ご助言を賜りたくお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、これより議事に入らせていただきますが、これより先は委員長に進行をお願いしたいと思います。富山委員長、よろしくお願いいたします。

(富山委員長)

委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。

本日の日程は次第のとおりになっておりますが、概ね3時半ごろの終了をめどに進めさせていただきますと思います。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

はじめに、発注工事の総括及び落札率の推移について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

本日、説明を行わせていただきます、経理課長の 大野 と申します。

資料1ページの発注工事総括表をご覧ください。本日の委員会におきまして審査の対象となる案件は、新潟市水道局が令和4年度下半期から令和5年度上半期の12か月間に契約した、設計金額が税込みで250万円を超える工事となっております。

表が三つありますが、一番上の表は1年間分の合計の件数、契約金額、平均落札率を入札の方法別に記載しております。2番目以降の表は、この内訳を半期別に、4年度下半期の数値となり、一番下の表は今年度上半期の数値になります。

今回の対象期間に契約した件数は、一番上の総件数が210件となりました。当初契約金額は86億4,520万円余でありまして、平均落札率は91.83パーセントとなっております。ここには記載されておられませんけれども、前回の契約数は224件、契約金額は108億780万円余りです。落札率は91.85パーセントでした。今申し上げたとおり、前回と比較しまして、約21億6,000万円余り減少しております。その理由につきましては、令和3年度下半期から4年度の上半期にかけて、青山浄水場の施設整備事業の工事開始が本格化しております。大規模工事の契約が多かったことによる影響です。

契約方式別の内訳は、記載のとおり、制限付き一般競争入札、指名競争入札、一者随意契約別に、それぞれ件数、金額、落札率を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、3ページ目をご覧ください。こちらは、発注件数と落札率の推移になります。

各年度の上半期、下半期別に契約件数を棒グラフで表し、落札率を折れ線グラフで、それぞれ上半期をオレンジ色で表し、下半期をブルーで表しております。令和4年度上半期の落札率が92.41パーセントと高くなっております。前年度の令和3年度の91.11パーセントから1.3ポイント増加しておりますが、これは、先ほど申し上げました、令和4年度は継続事業であります青山施設整備事業の工事が本格化したのに加えまして、巻取水場の施設整備事業が開始され、活性炭注入設備の更新工事などの大型契約があったことや、配水管布設工事以外に、主に浄水場関連での鋼構造物や機械器具設置、電気工事における落札率が高かったことによる影響です。

上下水道関連の工事の場合、公共単価ではない見積単価を設計に採用しており、設備特有の材料費や機器費が工事費全体に占める割合が高くなる傾向にあります。発注時の設計書の中で、機器費等は見積額を明示し公表していることから、予定価格に近い工事費になり、落札率も高くなります。令和5年度の上半期は、青山浄水場施設整備事業がなく、巻取水場施設整備事業関連の契約1件、沈砂池長寿命化工事しかありませんでしたので、落札率は下がりまして、91.92パーセントとなっております。今年度、令和5年度上半期は件数的にも111件と、例年並みの件数となっております。

グラフの下、ページ中ほど以降につきましては、水道局における主な入札改革を時系列で記載しております。平成15年の官製談合事件による入札制度改革の実施から現在までの制度につきまして、新潟市と同様に実施してきたことから、項目の説明は省略させていただきます。現在の入札等評価委員会につきましては、前身の入札監視委員会から平成23年4月1日に名称変更しまして、開催しているところです。

また、先ほど、総務部長からもごあいさつがありましたけれども、1月の能登半島地震では、西区を中心にいたしまして、水道における配水管の損傷に大きな被害を受けました。水道管の復旧にあたりましては、管工事組合を中心とし、市内の配管業者より復旧支援をいただきまして、1週間ほどで復旧することができました。

入札の参加者からは、地震の影響により入札に参加できないとの報告はありませんでした。しかし、その時期に多くの復旧支援業者が参加していたことから、業者側の積算に時間猶予を持たせるために、1月の入札日時を1週間ほど順延いたしまして、公正な入札の実施に努めた次第です。

以上、簡単ではありますが、工事発注の総括及び落札率の推移につきまして、説明を終わらせていただきます。

(富山委員長)

ありがとうございました。

ただいまのご報告について、質疑等はありませんか。

特にないようでしたら、続きまして、苦情処理・指名停止・談合情報につきまして、報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは、最初に、苦情情報・談合情報についてですが、苦情処理・談合情報については該当がありませんでしたので、省略をさせていただきます。

続きまして、指名停止措置の事案について報告いたします。インデックス2のところ、5から10ページになります。令和4年度下半期は5件で、該当事業者が8社。令和5年度上半期は7件で、該当事業者は7社となっています。

最初に、令和4年度下半期分から説明いたしますので、5ページをお開きください。1番、中外テクノス株式会社及びDynaBook株式会社になります。当該者は、広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、受注価格の低落防止等を図るため、他の業者と受注調整を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。この事実は、新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領別表第3号(2)独占禁止法違反に該当するため、令和4年10月27日から令和5年4月26日の6か月の指名停止を処置しました。

続きまして、2番、株式会社ニチイ学館及び株式会社ソラストになります。当該者は、愛知県または岐阜県に所在する病院が発注した医事業務の入札において、既存の取引の維持及び受注価格の低落防止等を図るため、受注調整を行っていたとして、令和4年10月17日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。この事実は、指名停止等措置要領別表第2第3号(2)独占禁止法違反に該当するため、令和4年11月28日から令和5年2月27日の3か月の指名停止をしました。

補足説明にありますますが、指名停止の該当事項が上記[1]と同様の独占禁止法違反になりますので、適用期間は6か月となるわけですが、この2業者については、課徴金納付命令免除制度の適用を受けたことから、指名停止等措置要領運用基準第13の4の規定により、指名停止期間が2分の1の3か月となっています。

続きまして、3番、株式会社ADKマーケティング・ソリューションズになります。当該業者の元代表取締役が公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の元理事に対する賄賂容疑で、令和4年10月19日に逮捕されました。この事実は、指名停止等措置要領別表第2第2号(1)賄賂に該当するため、令和5年1月19日から10月18日の9か月の指名停止を措置しました。

次の6ページをご覧ください。4番、五洋建設株式会社になります。当該者は、西日本高

速道路株式会社発注の新名神高速道路大津ジャンクション東工事において、作業員が高所作業車から転落し負傷したことについて、大津労働基準監督署長への労働者死傷病報告書の提出が遅延したとして、労働安全衛生法違反により、同社の使用人が令和4年12月22日付で大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定しました。この事実は、指名停止措置要領別表第2第7号不正又は不誠実行為に該当するため、令和5年2月28日から3月27日の1か月の指名停止を措置しました。

5番、水道機工株式会社及び株式会社水機テクノスになります。当該者は、資格要件を満たさない者を技術者として配置し、また、虚偽の申請に基づいて得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出したとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局から建設業法違反による監督処分を受けました。この事実は、指名停止等措置要領別表第2第6号（2）建設業法違反に該当するため、令和5年3月23日から4月22日の1か月の指名停止を措置しました。

次の7ページをご覧ください。ここからは、令和5年度上半期分の措置になります。

1番、アルフレッサ株式会社になります。当該者は、独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の入札において、自社の利益を確保するため他の業者と受注調整を行っていたとして、令和5年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。この事実は、指名停止等措置要領別表第2第3号（2）独占禁止法違反に該当するため、令和5年4月26日から10月25日の6か月の指名停止を措置しました。

2番、青木あすなる建設株式会社になります。当該者は、岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、虚偽の資料での協議により過大な金額で変更契約を締結したとして、令和5年3月17日、国土交通省関東地方整備局から建設業法違反による営業停止処分を受けました。この事実は、指名停止等措置要領別表第2第6号（2）建設業法違反に該当するため、令和5年4月26日から5月25日の1か月の指名停止を措置しました。

3番、黒井建設株式会社になります。当該者は、本市発注の主要地方道新潟中央環状線、一般国道403号側道排水路工事において、令和5年6月14日、作業員がバックホウとダンプトラックの間に左臀部を挟まれ骨折する工事関係者事故が発生いたしました。この事実は、指名停止等措置要領別表第1第7号安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故に該当するため、令和5年7月26日から8月8日の2週間の指名停止を措置しました。

次の8ページをご覧ください。4番、近畿日本ツーリスト株式会社になります。当該業者の社員が、大阪府東大阪市が発注する新型コロナウイルスワクチン接種関連業務において、詐欺の疑いで令和5年6月15日に逮捕されました。また、静岡県掛川市、焼津市が発注した同業務においても、社員が詐欺の疑いで令和5年7月18日に逮捕されました。この事実

は、指名停止等措置要領別表第2第7号不正又は不誠実な行為に該当するため、令和5年7月26日から8月25日の1か月間の指名停止を措置しました。

5番、株式会社新栄技術になります。当該者は、本市発注の佐潟公園木道改修設計業務委託の指名競争入札において、落札決定後に仕様書の要件を満たさず技術者の不在を理由として契約を辞退しました。この事実は、指名停止等措置要領別表第2第7号不正又は不誠実な行為に該当するため、令和5年8月30日から9月30日の1か月の指名停止を措置しました。

6番、西武建設株式会社になります。当該者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、虚偽の申請で得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出したとして、令和5年7月21日、関東地方整備局から建設業法違反による監督処分を受けました。この事実は、指名停止等措置要領別表第2第6号(2)建設業法違反に該当するため、令和5年8月30日から9月30日の1か月の指名停止を措置しました。

次の9ページをご覧ください。7番、株式会社岩村組になります。当該者は、県新発田地方整備局が発注した松浦地区区画整理第33次工事の競争入札に関し、県職員から予定価格等の提供を受けたとして、令和5年9月20日、当該業者の顧問と常務取締役が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されました。この事実は指名停止等措置要領別表第2第5号競売入札妨害又は談合に該当するため、令和5年9月26日から令和6年3月25日の6か月の指名停止を措置しました。

以上、12件のご報告となります。

次の10ページ目には、ただいま報告いたしました事案の指名停止の根拠となっております指名停止等措置要領の別表及び同要領運用基準を抜粋したものを添付いたしましたので、後ほどご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

(富山委員長)

ありがとうございました。

ただいまの報告について、質問等はありませんか。

ないようでしたら、続きまして、抽出による工事案件について、審議に入りたいと思います。はじめに、本日、審議を行う事案について、案件の抽出を担当いたしました松岡委員から、抽出理由等の説明をお願いいたします。

(松岡委員)

それでは、私から、抽出理由について説明申し上げます。

インデックス3が貼られている資料11ページ、抽出事案一覧表をご覧ください。①の上

半期ナンバー 28 の工事については、申請者が 14 者の内 12 者が辞退・棄権し、落札率が 99.93 パーセントと高いため、経緯を知りたい。

②の上半期 47 の工事については、申請者 3 者と少なく、落札率が 97.59 パーセントと高いため、経緯を知りたい。

③の上半期 48 工事については、申請者 11 者の内 10 者が辞退・棄権し、落札率が 100 パーセントと高いため、経緯を知りたい。

④の上半期 54 工事については、申請者 4 者の内 3 者が辞退・棄権した理由を知りたい。

⑤の上半期 13 工事については、指名業者数 10 者の内、自体・棄権が 2 者あり、落札率が 97.31 パーセントと高いため、経緯を知りたい。

⑥の上半期 17 の工事については、指名業者 10 者の内、辞退・棄権 2 者あり、落札率が 99.88 パーセントと高いため、経緯を知りたい。

⑦の上半期 19 工事については、指名業者数 8 者の内、辞退・棄権が 6 者あり、落札率が 98.52 パーセントと高いため、経緯を知りたい。

⑧の上半期 25 工事については、指名業者 12 者の内、辞退・棄権が 8 者あり、落札率が 97.42 パーセントと高いため、経緯を知りたい。

⑨の上半期 5 工事については、落札率が 98.6 パーセントと高い理由を知りたい。

⑩の上半期 10 工事については、契約金額が高いため、理由を知りたい。

以上です。

(富山委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま抽出いただいた案件について、発注方式別に事務局から説明を受けたいと思います。

はじめに、制限付一般競争入札の事案について、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、松岡委員より抽出していただきました、制限付一般競争入札の案件について説明を行います。

今ご覧の 11 ページの一覧表をご覧ください。一番上の表の 4 件の内、①と③と④が総合評価の案件、②が価格競争の案件になります。一般競争入札につきましては、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格入札者を落札者とする価格競争方式と、価格と企業の技術力を総合的に判断して評価した得点の高い者を落札者として決定する総合評価方式の二つの方式を採用しております。

主に、価格競争の入札では、入札公告の項目の中の一つ、実績要件に緊急時対応や、災害



協力実績などの水道工事業者を対象とする条件を設けまして、新潟市内の地元企業の健全な保護・育成を図る目的もあります制限付き一般競争入札を実施しております。

それでは、1番の案件からご説明いたしますので、13ページをお開きください。北工事事務所発注の、工事番号北改支5第3号、配水管布設工事になります。発注方式は総合評価方式になります。施工場所は北区の嘉山4丁目他地内で、新井郷川沿いの住宅地の市道になります。表の下から四つ目の項目、契約までの経過につきましては、令和5年6月26日に開札を行い、総合評価方式による評価を行って、6月28日に落札候補者を決定し、資格審査のうえ、7月5日に契約を締結いたしました。その下、予定価格2,792万円に対しまして落札金額は2,790万円でした。落札率は99.93パーセントとなっております。

次に、14ページには工事概要を記載しましたので、ご覧ください。本工事は、北区の嘉山地区で発生する濁り水を解消するため、主要な配水管を令和元年から6年にかけて更新する工事になります。この工事の特徴としましては、工事場所は住宅地であり、周辺には認定こども園や体育館、小中学校が立地していることや、登下校時には多くの生徒が通行するため、歩行者の安全確保は特に重要な現場となっております。

布設の配水管は、布設44年が経過しており、口径は150ミリですがけれども、今後の水需要の減少を見据えて、口径を100ミリに縮径を行う工事です。

入札参加資格等につきましては、次の15ページをご覧ください。入札公告の項目、下から4つ目の項目、格付又は評点、その下の営業拠点に記載のとおり、令和5年度、6年度新潟市水道局の入札参加資格者名簿の土木一式の登録業者で、格付はBまたはCランクに認定され、営業拠点は市内に本社・本店を有すること。さらにその下、実績要件としましては、平成20年4月1日以降、口径50ミリ以上の公道上における水道管布設工事の元請実績があることといたしました。これらの入札参加資格の要件は、局内で開催しております新潟市水道局請負工事等入札参加資格要件等審査会にて決定しております。年間18回ほど開催しております。

次のページの備考欄につきましては、①積算疑義申立対象案件と②低入札価格調査対象案件とし、公告いたしました。①の積算疑義申立対象案件とは、建設工事の入札において工種が土木一式、舗装、造園の3工種の工事につきましては、公開された設計書につきまして、誤りがあると疑いが生じた場合につきましては、入札の参加者が質問できる手続きとなっております。積算疑義の申し立てがあれば、水道局で再度設計書を確認いたしまして、その質問に対して回答することになっており、問題がなければ入札を続行いたします。設計書に誤りがあれば、入札も中止となります。

また、②の低入札価格調査につきましては、総合評価方式での一般競争入札を対象とした

しまして、落札者を決定するにあたり、契約内容に適した入札金額が、適正な履行がなされるか、又は公正な取引の秩序を乱していないかを調査するのを目的といたしまして、最低制限価格を設定できない総合評価方式の案件を対象に導入しております。調査方法は、調査基準価格というものを設定いたしまして、それを下回った場合に、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等にそれぞれ基準率を掛けまして、算出した価格を確認するものです。落札候補者から提出された工事内訳書の内容をチェックし、不適合となった場合、その入札者は失格となります。

次に、この案件の入札結果ですが、17ページから18ページにかけて入札・契約結果詳細と、19ページには総合評価結果を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

松岡委員からは、申請者14者の内12者が辞退・棄権し、落札率が99.93パーセントと高いため経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。

札入れの業者は1者であり、結果的には技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。辞退理由として最も多かったのが「他に工事を受注したため、技術者の確保ができなくなった」との理由でした。なお、失格は技術資料の未提出によるものです。この案件の入札の公告の時期、5月24日公告なのですけれども、年度内竣工を条件といたします補助金の獲得のために、年度内当初に入札公告を多く公表している時期でもあります。辞退理由としては、その他に、「受注できる可能性が低いと判断し、受注意欲がわからない」との理由でした。

また、高い落札率としては、工事場所を考慮して、企業側の利益獲得を優先し、入札額の金額であれば受注してもいいと思われる判断と思われまます。積極的な受注意欲はあまり感じられない結果となっております。

20ページには契約書の写しを、21ページには評価調書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

続きまして、2件目の案件に移ります。資料の23ページ、抽出事案説明書②をご覧ください。浄水課発注の満願寺浄水場の浄満施5第1号、2系ろ過池5号弁類更新工事になります。価格競争を採用いたしまして、工種が機械器具設置になります。契約までの経緯は、令和5年7月18日に開札し、落札候補者を決定後、資格審査を行ったうえで、7月24日に契約を締結いたしました。予定価格は4,611万円に対して落札金額は4,500万円でありました。落札率は97.59パーセントです。

次の24ページは、工事の概要になりますので、ご覧ください。この工事は、ろ過池における電動弁の制御機能及び止水性能が低下しているため、更新する工事になります。写真の赤線より下の排水弁と配管を交換する工事になります。工事の実施にあたっては、工事期間

が冬期期間を含んでいるため、寒波の襲来により水道管が破裂して配水量などの水の需要が急増した場合、浄水場の水処理に影響を与える恐れがあるため、工事の一時中断、工期延長を考慮しなければならない工事になります。

次の25ページが入札公告になります。入札参加資格要件につきましては、入札参加資格者名簿の機械器具設置に登録されている、新潟市内に本社、本店、支社、支店または営業所を有する者といたしました。さらにその下、実績要件としましては、上水道施設におけます平成20年4月1日以降に竣工した機械器具の設置工事または更新工事の実績がある者といたしました。

次に、入札結果ですが、26ページをご覧ください。この案件につきましては、申請者3者と少なく、落札率が97.59パーセントと高いため、経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。浄水場等の水道施設は、特殊な機器、設備が多く占めております。今回は、更新機器の製作から取り付けまでの工程管理を行う必要があることから、実務経験のある技術者が必要となりますが、寒波対応が必要なことも想定しなければならないため、申請者が少なかったと推測されます。

落札率につきましては、機械器具設置工事では、特殊な仕様が多く、設計する際には、業者からの見積もりを基に設計している場合が多くあります。それらの金額は、発注時に設計関係書類の中で明示、公表しております。この設計金額の中で多くを占める弁類は受注製品ですが、今回交換する弁類の設計価格は見積価格を採用しており、この機器費、材料費が工事費全体の60パーセントを占めております。その積算で入札したものと思われ、落札率は高くなっております。

27ページは契約書になります。後ほどご覧いただきたいと思えます。

次に、3件目の案件に移りますので、29ページをご覧ください。管路第2課発注の管2老支5第20号、配水管布設工事になります。発注方式は総合評価方式になります。施工場所は中央区東中通1番町地内の住宅街になります。契約までの経過は、令和5年7月25日に開札し、総合評価方式による評価を行って、7月27日に落札候補者が決定し、8月3日に契約を締結いたしました。予定価格4,280万円に対しまして落札金額は4,280万円、落札率は100パーセントとなりました。

次の30ページには、工事概要を記載しております。ご覧いただきたいと思えます。老朽化した配水管を耐震性の高い配水管に更新する工事です。工事の特徴は、位置図や左下の写真でも分かる通り、市街地の狭隘な生活道路で一般住宅、事業所、大学病院、幼稚園、寺院など、利用者が多く往来する場所です。施工時には、車両通行止めによる工事で、駐車場や近隣への騒音、振動対策に加えて、ガス工事などの事前協議や工程調整が必要となる工事

であり、施工にあたり様々な条件を踏まえ、進めることが必要な、難易度が高い工事となっています。

次の31ページが入札公告になります。入札参加資格要件につきましては、入札参加資格者名簿の土木一式の登録業者で、格付けはBまたはCランクに認定され、営業拠点は市内に本社、本店を有すること、さらにその下の実績要件としましては、同じく平成20年4月1日以降に口径50ミリ以上の元請け実績がある者といたしました。

次に入札結果です。32ページから33ページにかけての入札・契約結果詳細をご覧ください。この案件につきましては、委員より、申請者11者の内10者が辞退・棄権し、落札率が100パーセントと高いため、経緯を知りたいとの理由で抽出いただきました。

辞退理由として最も多かったのは、この工事も、「他に工事を受注したため、技術者の確保ができなくなった」との理由でした。その他の理由としましては、「積算してみたが、予想の予定価格の積算となった」ということや、「コスト比較したが、受注できる可能性が低いと判断し、受注意欲がわかなかった」、「地理的理由で、受注意欲がわかなかった」というような辞退理由がありました。

34ページは評価結果になります。35ページは契約書になります。

次に、37ページ、評価調書をご覧ください。この評価調書でも分かるとおり、技術資料を提案した業者が1者であって、1番の案件同様、結果的には技術評価の競争性は発揮されない結果となりました。この評価調書の上の施工上の課題において「交通対策や周辺環境への配慮及び他事業者・他工事との工程調整について、どのように実施するか、具体的な提案を求める」とあります。先ほどの工事概要からも、工事の難易度が高いことから、入札参加申請の段階では11者いましたけれども、ガス事業者との工程調整や場所、価格を総合的に判断して、多くの業者が辞退する結果になったと思われます。札入れの業者も最低限の予定価格と同額を入札しており、1番同様、高い落札率につきましては、工事場所を考慮して企業側の利益獲得を優先して入札額の金額であれば受注してもよいとの判断によるものと思われます。積極的な受注意欲は感じられない結果となっております。

私ども水道局としましては、今後の整備計画に与える影響や工事の難易度、施工場所を考慮しますと、1回目の入札で受注業者が決定できたことは、請負額は高くなりましたけれども、何とか工事に取りかかることのできる最低ラインはクリアできたのではないかと考えております。

続きまして、39ページをご覧ください。秋葉工事事務所発注の、工事番号秋改支5第4号配水管布設工事になります。工事場所は秋葉区の吉岡町他地内になります。契約までの経緯は、令和5年8月8日に開札し、同じく総合評価方式による評価を行って、8月10日に

落札候補者を決定し、資格審査を行ったうえで8月23日に契約を締結いたしました。予定価格が3,611万円に対しまして落札金額は3,250万円でありまして、落札率は90パーセントとなりました。

次の40ページには、工事概要を記載いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。本工事は、漏水が多発している路線を解消するため、配水管布設工事を行うものです。この工事の特徴といたしましては、工事場所はJR磐越西線とJR信越本線に囲まれた住宅地域でありまして、住民の生活道路として利用されており、周辺には小学校や中学校が立地しております。施工場所は幅員が狭い生活道路で、住宅が道路際に建ち並んで見通しが悪く、工事の施工にあたっては通行止めなどの交通規制や歩行者の通行の確保等、交通対策の検討が重要となっております。また、ガス管、下水道管が埋設されており、施工には十分注意が必要となる工事です。

入札参加資格要件につきましては、次の41ページから42ページが入札公告となります。1番と同様に土木一式の登録業者で、格付けはBまたはCランクに認定され、市内に本社、本店を有すること。さらに、実績要件といたしましては、平成20年4月1日以降の口径50ミリ以上の元請け実績があることといたしました。

次の備考欄には、①の積算疑義申立対象案件と低入札価格調査対象とし、公告した内容です。

次に、43ページの入札契約結果詳細をご覧いただきたいと思います。この案件につきましては、委員より、申請者4者の内3者が辞退・棄権した理由を知りたいとの理由で抽出していただきました。入札参加業者が4者と少なく、応札業者が1者でした。結果的には技術評価の競争性が発揮されない結果となっております。

辞退理由につきましてはこの工事につきましても、「他の工事を受注したため、技術者の確保ができなくなった」や「地理的に受注意欲がわかなかつた」との理由がありました。

44ページには評価結果を、45ページには契約書の写しを添付いたしましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、先ほどと同じように、47ページの評価調書をご覧いただきたいと思います。この評価調書につきましても、上の表の施工上の課題では「交通対策や周辺環境への配慮について、どのように実施するのか、具体的な提案を求める」とあります。工事場所は住宅街であり、騒音対策や歩行者への通行安全確保や車両の防水対策に関する具体的な検討を必要とする点、さらに、ガス管、下水道管、埋設物への注意も必要となることから、入札の参加申請者数が少なかったと考えられます。

以上で制限付き一般競争入札の4件の説明を終わります。

(富山委員長)

ありがとうございました。

以上4件につきまして、質疑等はありませんか。

(松岡委員)

意見と質問があるのですが、まず1点目、これは意見というか要望なのですけれども、まず、適切・適確なご説明、ありがとうございました。

それで、我々委員に、かなり詳細な資料を事前にご送付いただいておりますが、今ほどご説明いただいたような、私どもの抽出理由に対する理由を口頭でご説明いただいているわけなのですが、その理由の要約書みたいなものを書類で添付していただけると、より理解が深まるのかなと思うのです。いろいろ事務作業のご負担とかあるとは思いますが、一つ、要望として申し上げさせていただきたいと思います。

それから二つ目なのですが、すみません、知識不足で申し訳ないのですが、最低制限価格が設定されているものと設定されないものがあるようなのですが、その設定する、しないの基準があるようでしたら教えていただきたいのと、そもそも最低制限価格を設定する場合、その価格はどのように積算するのかということをお願いしたいのと、最低制限設定率という言葉が、資料の3ページの下の方、平成26年12月の辺りに出てくるのですが、私、この用語が分からないものですから、教えていただきたいというのが二つ目の質問です。

それから三つ目が、かなりの件数で資格者とか技術者が不在で辞退しているということで、競争性が損なわれているというご説明があったのですが、技術者不足の現状の中で、今後、競争性を担保するためにどうやってそういった人材不足による辞退を改善していくべきなのか、市として何か具体的な改善策とか対応をお考えいただいているようであれば、ご説明いただきたいと思います。少し多岐にわたって恐縮なのですが、よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。最低制限価格の有るものと無いものの違いなのですが、私どものほうで最低制限価格を設定する案件につきましては、価格競争です。価格競争の案件につきましては最低制限価格を設定させていただいております。最低制限価格を設定しない案件につきましては、総合評価方式では、技術評価点と価格点を合算した段階で落札者を決定するという案件で、最低制限価格という形では設定しておりませんが、総合評価のほうでも最低制限価格と同様の基準数値というものを設けております。その基準数値は価格ですが、その価格を境にして上下すれば点数が下がっていくという方法で、総合評価につきましては技術評価点と価格点を合わせて決定しております。

最低制限価格の設定の方法なのですが、最低制限価格は、実は非公表でありまして、

どのように設定しているかというのはこの場では申し上げられません。申し訳ありません。

それで、3ページの最低制限価格設定率の下限值というものがあるのですけれども、一応、最低制限価格につきましては公表できないのですけれども、考え方としては、設計金額に対して、下から3行目、90パーセント導入と考えておりますけれども、これは一応、新潟市で設計価格につきまして90パーセントの考え方で最低制限価格を設定するという考え方で、ホームページに公表はしております。ただし、それぞれの設計額につきましては、工事ごとにももちろん金額も違いますので、その金額につきまして設定するのですけれども、一応、90パーセントというように、土木一式の工事を対象に90パーセントというのは設定しております。土木一式の工事以外にも電気工事、先ほど申しました機械器具設置、管工事とかいろいろな工事があるのですけれども、そのときにつきましては、その設計内容に応じて最低制限価格を設定させていただきますので、一律90パーセントとはなりません。

最後の、先ほど説明の中で申し上げました辞退理由の中で、配置技術者が非常に足りないというものが多いいいことで、新潟市としての人材不足の改善策という点なのですけれども、業者から声が上がってくるのは、人手が足りなくて水道管の配水管布設工事には夜間工事とか、工事を実施するにあたって交通の誘導員という者が必要になるのですけれども、その誘導員の確保ができないから入札に参加できないというような声も聞きます。それで、私どものほうで今、新潟市でこれらの不足によって入札に直接の影響はありませんが、事業者側にとっては非常に深刻な状況とは思われます。今後、私どもの水道管、特に配管業者の方々との、実情、現状を聞きながら、新潟市水道局として対策できるものがあれば、今後、検討していきたいと思っております。

(松岡委員)

分かりやすい説明、ありがとうございます。それで、私が最低制限価格の基準をお聞きしたのは、多分、新潟市も議事録を公開されているので、守秘義務がないと思うので申し上げるのですが、複数者が最低制限価格以下の見積もりを出してきたケースがありまして、明らかに客観合理性があるだろうというものがあったのですが、最低制限価格を下回っていたために、それを上回る高値の者が受注ということになりました。そうすると、やはり、税金の使い道としていかなものかというのがありました。それで、最低制限価格の趣旨というのは明らかに明白に、ちょっとこれでは適正な工事ができないだろうというものを排除するという趣旨だと理解しているのですが、そうであるとすると、現状の基準がある程度高すぎる部分があるのではないかという、少し疑問を感じた部分もありましたので、非公表ということなのですが、一見明白なものを排除するという趣旨であれば、そんなに、90パーセントとか高くする必要はないのではないかと。工事の品質は検収でチェックされるわけですし、

手抜き工事とか、品質が悪ければ、当然、経営事項審査の評価にマイナスになると思いますので、普通は、入札者の工事のレベルが低くなるということは考えにくいと思いますし、例えば、低価格であっても、従業員を遊ばせているよりは受注してでも稼働したほうが、トータルとしては、会社としては効率がいいという判断もありうると思うので、ぜひ、その辺を、機会があればご検討いただければと、要望申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。最低制限価格の設定につきましては、水道局独自の案件ではないので、新潟市の契約課と相談しながら考えていきたいと思います。

補足といたしましては、最初に要望として一覧表がほしいということですので、後ほど作成いたしまして、後日ですけれども、お送りしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(松岡委員)

はい。ありがとうございます。

(今井委員)

2点ほど聞きたいのですけれども、辞退する理由で、意欲がわからないというものがあったようなのですけれども、入札を行うときは、入札公告のこのシートだけなのでしょう。とか、入札の方法がよく分かっていないので、工事の概要みたいなものと併せて、難易度が高いということで辞退される方がいると聞いたので、その辺はどうなのでしょう。

あと、ガス管が通っていてという理由で難易度が上がっているということでしたけれども、一般市民の立場からすると、道路を今回は水道工事で掘り返していて、次になると、今度、埋めたとと思ったらガス工事でまた掘り返しているということが起こっているのです、ガス工事と上手に抱き合わせて同時にやるという方向にはならないのでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。2点につきまして、まず、1点目は私から、2点目については技術部の課長がいらっしゃいますので、そちらの考えをお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

1点目の公告内容につきましては、入札公告、1番目の案件ページで言いますと15ページを見ていただきますとこの公告を、5月24日に公告いたしました。この公告と併せて設計書、図面、総合評価の個別説明を添付いたします。その個別説明書の中で、今、説明の中で交通対策や周辺環境への配慮についてどのように考えているのか提案してくださいみたいなことを明示しております。

要は、総合評価の提出資料の中で、いつまでに技術資料を出して、こういう提案についてはどうしているのかというのかというような、業者側から求める資料になっています。



一応、その書類を、個別説明書の中の期日がありますので、その期日までに出示していただき、その技術資料を審査した上で、その後に価格の札入れの期間があります。それで、事前に総合評価の技術点を計算しております、私どものほうで開札した段階で、業者から札入れの額が決まっていますので、その金額をまたこちらの担当部署に金額をお教えしまして、総合評価につきましては、技術評価点と、札入れが実際にいくらだったのかという価格評価点の二つを足し込んだ形で落札候補者決定という形の手順を踏まれております。

辞退理由の件なのですけれども、受注意欲がわからないという点なのですけれども、辞退理由につきましては、業者側から入れる、一つ、市の契約課でも説明があったかと思うのですけれども、辞退理由で、プルダウンになっている項目があります。ある程度決まりになっている文言があるということと、また、本当の理由というか、プルダウン以外に特別な理由があった場合について、辞退理由を入れる方法があります。大体の業者なのですけれども、配置技術者が不足している場合と受注意欲がわからないという項目につきましては、プルダウンで設定されているメニューでありまして、受注意欲がわからないというところにつきましては、なぜ選んでいるかという理由は、私どもでは、正直、分かりません。受注意欲として、会社側の利益と比較して、この工事を請け負ってもそれだけの利益が上がらないと。例えば、夜間工事での人員が整えられないとか、そういう工事につきましては、業者側にとって、あまり魅力を感じないから受注意欲がわからないという判断で、こちらは判断しております。

それでは、今ほどのガスと下水道管の競合関係をご説明します。

(事務局)

技術管理室の帆苅です。

ガスに限らず、他の占用物と同時に仕事をすれば効率的ではないかという、ごもっともなご意見なのですけれども、もちろん、私どもも、他の占用物占有者と協議をしながら、タイミングが合えば同時に施工するよう、極力努めております。タイミングといいますのは、それぞれの地中に埋まっている管の寿命が40年なら40年、60年なら60年で尽きるそのタイミングを見計らって、それぞれの事業者が交換なりしているわけなのですけれども、これを常に協議しながら、なるべくご迷惑がかからないように施工はしておりますが、どうしても、緊急の工事ですとか、あるいはまだ寿命は尽きないのだけれども、ここは耐震化をしなければならない重要な管であるということになりますと、セッティングを調整するわけにもいかない部分もありますので、そういう場合は、他の占用物工事の1年後にもう一度掘削するというような場合もあるかもしれません。そういったことで、なるべくご迷惑がかからないように努力はしておりますが、カバーしきれない部分もあるということです。

(今井委員)

ありがとうございました。

(梅澤委員)

説明、ありがとうございました。1点、私からも質問なのですが、今回抽出した中では、総合評価に関する案件は、他の工事を重複したということで、松岡委員の質問とかのとおり、辞退される方が多かったですのですが、大体の工期を見せていただくと、1回目の案件が令和5年7月5日から12月15日までになっていて、3番目の案件が8月3日から令和6年1月31日で、四つ目の案件が令和5年8月23日から令和5年3月15日になっていて、夏場に集中して行われているのかなと思うのです。この辺について、スケジュールを調整したり翌年度に繰り越すことで、一応、制限付き一般競争入札という形を取っているので、他の業者と比較して行える場を作っておくということが重要なのではないかと思っているのです。そういうスケジュールリングの変更というのは難しいものなのでしょうか。

(事務局)

施工時期を調整して、なるべく多くの業者に入札に参加していただけるような形が取れないかということだと思いますが、水道工事の場合、国の補助金が出ている工事が数多くありまして、国庫補助金の制約として、年度内に工事をすべて完了させるということが条件として付されているために、どうしてもお尻が決まってしまう。その関係で、補助金を貰おうとしますと、春先あるいは遅くても夏場くらいには発注がすべて終わらないと、補助金の交付対象にすることができないということもありまして、どうしても春、夏に発注が多くなる傾向が、毎年続いております。

(梅澤委員)

ありがとうございます。それだと、今回のように少数の業者しか受注できなかった場合、再度やり直すというのは、また手間と時間、お金もかかってしまうのであれなのですが、翌年以降に繰り延べたりすることは、基本、考えないのでしょうか。

(事務局)

工事案件によっては翌年度に回しても可能なものもありますが、どうしても当年度中に、例えば、連続している区間ですと、翌年度に持ち越すよりは当年度中にということになるかと思いますが、案件によっては翌年への繰り延べも可能にはなってくると思います。

(梅澤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(富山委員長)

他にいかがでしょうか。

では、私から1点なのですが、難易度が高ければ最初から入札に参加しなければい

いですし、意欲がわかなければ最初から入札に参加しなければいいと思うのですけれども、プルダウンの理由のところを、少なくとも我々にはきちんとどういう辞退理由だったのかということが分かる資料にさせていただくと、そうした、最初から意欲がわからないとか難易度が高いという業者は参加してこないのかなと思います。もっと適切な、きちんとした入札が行われるようになるのではないかと思います。もう少し業者に対して情報をきちんと開示しますという方針で臨まれたほうがいいのではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。辞退理由につきましては、実は、空欄の業者もいて、理由を書かない業者もいます。その理由がないということは、私たちでは分からないという状況になってしまうので、なるべく業者には辞退理由、なぜ受けることができないのか、今後、積極的に進めていきたいと思っています。

(富山委員長)

システムを改善していただいて、辞退理由を書かないと入力できないというような形にしていいただければいいのかなと。

(事務局)

電子入札につきましては、市の契約課と相談させていただいて、辞退理由の空白とかプルダウンにつきましては、実は、私どもからも要望しています。契約課と今後調整して、委員長のご指摘内容を検討していきたいと思っています。

(富山委員長)

ありがとうございます。

それでは、続きまして、指名競争入札について、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、次に、指名競争入札の抽出事案を説明いたします。資料の49ページです。抽出事案説明書⑤をご覧くださいと思います。浄水課発注の工事番号浄満施5第2号、活性炭溶解槽2号攪拌機更新工事になります。

施工場所につきましては、秋葉区の満願寺浄水場になります。契約までの経緯につきましては、令和5年6月14日に開札いたしまして、工種が土木一式、舗装、造園ではありませんで、積算疑義対象案件ではないことから、同日、14日に契約いたしました。予定価格483万円に対しまして落札金額は470万円、落札率は97.31パーセントとなりました。

次の50ページには工事概要を記載しましたので、ご覧くださいと思います。満願寺浄水場における経年劣化が見られます活性炭溶解槽2号の攪拌機の更新工事になります。攪

拌機とは、溶解槽内で活性炭と水をかき混ぜるための機械であって、活性炭が槽内で沈まないよう、24時間連続運転しているものです。このため、経年劣化が見られる2号の攪拌機の更新を行います。

工事場所につきましては浄水場構内のため、配水管布設工事のように交通規制や他事業体等への調整などが無いこと、また、片側運転が可能ということですので、時間的制約や交通規制が無いことなどから、比較的制約のない工事と言えるのではないかと思います。

次の51ページから53ページまでが入札通知書になります。これらの通知書の内容は、新潟市電子入札システムを介しまして、指名業者へ電子メールで送付されます。51、52、53ページです。件名、工事場所、設計書に対する質疑、入札の期間、開札日、予定価格は事後公表となることなどが記載されております。

続きまして、54ページから55ページが入札・契約結果の詳細となります。この案件につきましては、委員より、指名業者10者の内、辞退・棄権が2者あり、落札率が97.31パーセントと高いため、経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。

この工事につきましては、機器費や材料費は設計する際に、私どものほうで複数者の業者から仮見積を取って、その価格を参考に積算し、設計書を作成しております。この案件につきましては、機器費、材料費で約55パーセントを占めております。労務費の人員をどう見るかなどで、機器費、材料に上乗せされた額が入札額として決まってくるかと思います。機器費用などの割合が大きいと、減額部分はなかなか厳しいと考えられておまして、予定価格に近い、高い落札率になっているのではないかと考えております。

56ページは契約書の写しになりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、57ページ、同じく浄水課発注の浄満施5第3号の非常用発電機始動用直流電源装置更新工事になります。この工事は、工種が電気工事になります。施工場所は、秋葉区の金津ポンプ場になります。契約までの経緯は、令和5年7月20日に開札いたしまして、工種の電気工事につきましては積算疑義の対象案件ではないことから、同日の20日に契約いたしました。予定価格821万円に対しまして、落札金額は820万円、落札率は99.88パーセントとなりました。

次の58ページをご覧ください。工事概要を記載しております。既設の直流電源装置は、金津ポンプ場建造時の平成14年に設置されたもので、メンテナンス業者も廃業いたしました。メンテナンスできないため、同様の機能を持つ装置に更新を行う工事になっています。工事の特徴といたしましては、水道用のくみ上げ用のポンプの非常用発電設備にかかわる工事のため、施工時間に制約があつて、施工時のトラブルが大規模断水に繋がる危険性があるということです。また、更新予定の装置は、既存のシステムに組み込まれた装置の更新であ

って、既存システムとの調整を踏まえて、機器の選定が制限される工事です。

59ページから61ページは、同じく入札通知書になります。

62ページから63ページにつきまして、ご覧いただきたいと思います。入札の契約結果の詳細となります。この案件につきましては、委員より指名業者数10者の内、辞退・棄権が2者あって、落札率が99.88パーセントと高いため、経緯を知りたいとの理由で抽出いただきました。

5番と同様に、このような設備の工事では、機器費や材料費は特殊なために、設計する際に、業者から仮見積を取って、その価格を参考に積算して設計書を作成しております。辞退業者は、入札に参加するかしないかの段階で辞退を申し出てきました。札入れの前です。この段階での辞退は、理由は不要です。報告する義務はないので、辞退理由につきましては不明となっております。考えられることは、自社で搬入できる装置か、または工期内に納入できるかの点が考えられて、用途が立たないと判断された場合は断念していると考えられます。

また、落札率が高い理由につきましては、輸送費や機器費、材料費、処分費で設計額の約82パーセントを占めております。各企業の利益確保の観点から、各者、予定価格に近い入札額になっていると思われまます。予定価格以下は1者だけとなっております、結果的に、仮見積の最低価格を提示した業者が落札した結果となりました。

64ページは契約額の写しになりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

65ページをご覧いただきたいと思います。7番、中央工事事務所発注の、工事番号は撤5第4号配水管撤去工事になります。施工場所は、東区紫竹6丁目他地内になります。契約までの経緯は、令和5年8月3日に開札いたしまして、予定価格を超えたため、翌日に再入札を行いました。その結果、落札者を決定することができましたので、8月7日に契約いたしました。積算疑義につきましては、一般競争でもご説明しましたがけれども、指名競争入札についても積算疑義の期間を設けております。公表した予定価格に対して設計書の内容や疑問点を問い合わせる機会を開札日の翌日の午後1時まで受け付けている制度です。対象となる工事は、土木一式、舗装、造園の3工種となります。予定価格741万円に対しまして落札金額は730万円となりました。落札率は98.52パーセントです。

次の66ページには工事概要を記載しましたので、ご覧いただきたいと思います。この工事は、東日本旅客鉄道株式会社新潟支店、以下、JR東日本と申し上げますけれども、発注の変電所建設工事に支障となる軌道内の配水管に充填材を注入して、併せて、配水管の撤去を行う工事です。工事の内容は、軌道内の配水管は充填剤を注入して残し、その他の箇所につきましては配水管を撤去する工事になります。この工事は、最終電車から始発電車が動き出すまでの時間に工事を制限されることや、施工における協議と調整に時間を要することが

課題となっています。また、軌道敷に影響を及ぼさないように、充填材の管理に注意する必要がありますことなど、難易度が高い工事と言えると思います。

67ページから69ページにつきましては、入札の通知書になります。

次に、70ページをご覧いただきたいと思います。70ページから71ページにかけて、入札の契約結果詳細ですけれども、入札結果は、1回目で超過して、再入札の結果、予定価格内で落札となりました。この案件につきましては、委員より、指名業者8者の内、辞退・棄権が6者あって、落札率が98.52パーセントと高いため、経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。

JR東日本の敷地内における工事につきましては、JR東日本が施工責任とする考え方があります。敷地内の工事にあたっては、鉄道工事に精通した者として資格を有する者だけに請け負わせる条件で工事の施工を認めております。通常、この金額の工事規模ですと、私どもの指名業者のランクもBランクからDランクの業者を対象とする設計額の入札ですけれども、資格を有するというJR東日本側の条件ですので、資格を有する会社を指名しなければなりません。

入札結果からは、施工時間が電車の通らない夜間に制約されて、JR東日本側との協議、調整、施工条件によって辞退者が多く、落札率が高くなったと言えます。入札結果を見ますと、札入れしたのが2者ですが、この2者につきましては、特にJR関係の工事につきまして実績があって、施工に必要なポイントを理解している点が挙げられます。指名競争の案件だけではなくて、一般競争の案件においても、軌道敷地内での配水管布設工事を入札する場合、資格を有する条件で広告をしております。入札に参加してくる業者は、その条件の影響と思われるが、限定的になっているのが現状です。

こちらの70ページから71ページに記載されている入札の指名業者なのですけれども、2者の札入れがありましたけれども、それ以外の業者を見ても、新潟市内で比較的大規模な、大企業的な会社ではないとその資格を有する業者がいないものですから、これらのランクの高い業者を指名させていただきました。

72ページにつきましては、契約書になりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、73ページをご覧いただきたいと思います。抽出事案の⑧、秋葉工事事務所発注の工事番号秋老支5第4号、配水管布設工事になります。施工場所は、江南区曾野木1丁目他地内になります。契約までの経過は、9月4日に開札して、積算疑義対象の案件ではありませんけれども、疑義がなかったことから、翌日の5日付で契約いたしました。予定価格890万円に対しまして落札金額は867万円であって、落札率は97.42パーセントとなりました。

次の74ページには工事概要を記載しましたので、ご覧いただきたいと思います。本工事は、老朽化した古い鑄鉄管を撤去して、GXといわれる耐震性の高い鑄鉄管を布設する工事になります。道路の幅員が広くて大型車両が頻繁に往来する道路で、施工にあたっては道路横断することから、交通規制が必要となること、また、写真にもあるように、事故防止のため、歩行者への配慮など、十分に交通対策を検討しておく必要がある工事です。また、施工が夜間になって、団地など近隣住民への騒音対策等も考えなくてはならない現場になっております。

次の75ページから77ページは、入札の通知書になります。

入札結果につきましては、次の78ページから79ページをご覧いただきたいと思います。工事規模に対応する格付け業者の内、地理的条件、ここでは秋葉工事事務所所管内に本社を置きます地元企業を対象に指名いたしました。この案件につきましては、委員より、指名業者12者の内、辞退・棄権が8者あって、落札率が97.42パーセントと高いため、経緯を知りたいとの理由で抽出していただきました。

当該工事につきましては、日中の交通量の多い時間帯での工事を避けて、夜間の交通量の少ない時間帯で行う夜間工事です。

入札結果を見ますと、落札業者以外はほぼ予定価格です。最低制限価格を狙って入札した額ではないことが伺えるかと思えます。落札率が高い理由といたしましては、業者によって積算内容は異なりますけれども、夜間施工となって、騒音対策など、施工条件が厳しくて、受注する場合でも、企業側の利益優先を考えた入札額と考えられ、落札率が高くなったと考えております。辞退理由につきましては、技術者の確保ができないとの回答が一番多い結果でした。特に、配水管布設工事につきましては、技術者の不足が近年、顕著に表れております。先ほども申し上げたとおり、当局の老朽管の更新等で中心市街地での発注も多くて、往路交通状態や地先店舗等の現地状況から、夜間作業となる場合も多くなっております。現地の状況から、業者側で理解を示すものの、作業員のやりくりや、昼間の工事と比べて工事費の上昇につながるため、受注意欲が低下するというような形でつながっている声も聞かれています。また、技術者だけではなくて、工事の施工にあたり交通誘導員の確保が非常に困難になっていて、受注希望の発注、会社としては受注したいけれども、交通誘導員の確保ができないために入札ができないという声も聞いております。土木業界におきましては、人手不足は、今後、深刻な問題になるかと思っております。

次の80ページにつきましては、契約書の写しになりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、指名競争入札の案件説明を終わらせていただきます。

(富山委員長)

ありがとうございました。

それでは、以上4件につきまして、質疑等がありますか。

(松岡委員)

単体かJVかの基準についてお伺いしたいのですけれども、単体に限る、例えば、大規模工事の複雑な場合はJVにするとかというのは想定しうるところなのですが、比較的簡易な工事などについて、単体に限る理由は何かあるのでしょうか。

(事務局)

基本的に単体の工事で進めているのですけれども、一応、市の契約と私どものほうでJVの工事に該当する工事を金額で設定しております。今、その金額を調べております。少しお待ちいただきたいと思います。

私どものほうで共同企業体の運用基準というものがあまして、その中で、共同企業体、いわゆるJVにする工事につきましては、土木工事につきましては5億円以上、建築工事につきましては3億円以上、電気設備工事につきましては1億円以上、造園工事につきましては7,500万円以上というように、ある程度金額の基準があまして、その基準の額を超える設計額の場合に、なるべくJVを組むというような形にしております。一応、所管のほうでJVではなく単体の1業者、金額は大きいけれども調整が必要になる場合につきましては単体でという希望があれば、水道局内での請負工事等入札参加資格要件等審査委員会で検討して、最終的な入札公告を決定しております。

(松岡委員)

素人的な考えなので的外れかもしれないのですが、JVを大規模金額の工事にかける理由があまり私は理解できなくて、特に、先ほどからお話に出ております、技術者不足ということで辞退が多いものですから、金額の低い工事でもJVで受けさせることにして、例えば、JVの、2者とか3者とかあると思うのですが、複数担当者制にして、どちらかが都合がいいときに出て張りついていけばいいみたいな形をすると、技術者不足を、お互いにJV企業内で補い合って入札辞退が防げて、競争性が担保されるのではないかと思うのですが、そういう視点というものはありえないのでしょうか。

(事務局)

スケールメリットとして、規模が大きくなれば、合同で事業をやるということであればそれなりのメリットがあるのではないかと考えます。ただ、現時点では、業界からのそういった要望は今のところはありませんが、今後、担い手不足を解消する方法の一つとしては有効な考え方ではないかと思しますので、私ども、これからも研究を続けてまいりたいと思いま



す。ありがとうございます。

(事務局)

ご指摘ありました配置技術者の緩和をどうやっていくのかというお話なのですが、今、取り組んでいますのは、技術者の兼務です。市のこの工事と水道のこの工事を同じ技術者を配置してもいいですよというような、兼務の運用を行っています。ですので、かつてよりは、一人で二つの工事、三つの工事を見ることができるといふ動きにはなっておりますし、もう一つは、例えば、1年の工事を設定したら、前の2か月、後ろの2か月をフレキシブルに、業者がやれるときに工事に入ってくださいというような、猶予期間を設けるような動きも、今、取り入れつつあります。これによって業者は最初の3か月は違う工事に予定の技術者を当てて、空いたらこっちへ持ってくるとか、こういった色々な方法は考えております。根本的には技術者が足りないのですが、努力は少しずつしているという状況です。

(富山委員長)

ほかにいかがでしょうか。

では、私から1件伺いたいのですが、昼と夜の工事についてなのですが、同じ工事の場合、大体いくくらい違うのかということと、夜だと、やはり、人手不足が加速されるのかなと思いますし、道路の利用者側からすると昼は混まないほうがいいのかという点もあると思うのですが、財政的に考えると、やはり、昼にやったほうがいいのかと思うのです。そこら辺はどのように決めていらっしゃいますか。

(事務局)

基本のお話なのですが、人工といいますか、工事を施工する技術者の単価を国で定めているのですが、これ夜間は1.5倍になります。そのほかに、いろいろ諸経費も上積みされていきますので、工事費全体としては、1.5から1.7倍と、かなり割高になります。加えて、業者は、工事をする方は夜昼逆転する毎日になりますので、会社としても運用はなかなか厳しいと認識しております。

(富山委員長)

そうした中で、どういった工事を昼にやってどういった工事を夜にやるというように決めていらっしゃるのですか。

(事務局)

それは、1番は、やはり、周辺の、工事される方々のご意向があります。例えば、商店街の中をやるとなれば、当然、昼間は勘弁してくれと言われますし、あるいは、幹線道路などになりますと、毎日渋滞している中、工事は許可できないと、道路管理者、警察から言われますので、こういったところは全線夜間作業になるというところで、私どもの都合ではなく

て、周辺の環境で決めていくことになります。

(富山委員長)

全体の工事で何対何くらいの割合なのですか。

(事務局)

近年は、やはり、世の中が厳しくなっていますので、夜間作業は多くなっていますが、今、市街地の中の工事を一生懸命やっている都合で、半分以上、6割、7割は夜の工事になっている状況です。

(富山委員長)

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、続きまして、随意契約について、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、随意契約の抽出事案についてご説明申し上げます。資料8 1 ページをご覧くださいと思います。

浄水課発注の工事番号、浄青営5第3号のプロキュレータ3・4号点検修理工事になります。施工場所は、西区の青山浄水場構内です。契約業者は、株式会社水機テクノス仙台支店となります。契約までの経緯ですけれども、令和5年7月3日、見積合わせを行いまして、同日付で契約を行いました。予定価格は1,135万円に対しまして落札金額は1,120万円となりました。落札率は98.68パーセントです。

次の8 2 ページをご覧くださいと思います。プロキュレータという言葉はなかなか聞き慣れない言葉だと思います。フロックを成長させるための緩速攪拌を行うための装置です。このフロックとは、下の米印に説明が記載してあります。水処理を行うに当たって、凝結剤としての薬剤が液体の中から固体が分かれて生成した塊のことをフロックといいます。このフロックが凝集反応を示して、水の浄化効果を得ることができるということです。この攪機が10年以上経過しておりまして、機器の軸の摩耗や主要部品の交換を含めて行う工事となっております。

8 3 ページは、随意契約を行った理由を記載しました随契依頼書になります。随契する理由といたしましては、当該機器は水道機工株式会社の独自の技術に基づきまして設計、製造されたもので、そのメンテナンスには、仕様と機能を熟知している技術員でなければならないことから、職員を唯一派遣できます記載の業者と随意契約をしたものです。

この案件につきましては、委員より、落札率が98.68パーセントと高い理由を知りたいとの理由で抽出していただきました。

本工事につきましては、点検修理を行うに当たって、既存設備の機器仕様を把握して点検を行う独自の技術が必要です。専門性、特殊性が高いとともに、工事費の内、機器費の占める割合が約65パーセントあります。企業努力で入札額を下げることが限られておりまして、予定価格に近い入札額となっているのではないかと考えられます。

84ページ右側、見積の通知書です。85ページにつきましては入札結果、86ページは契約書の写しとなっております。後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、87ページをご覧いただきたいと思っております。同じく浄水課発注の工事番号、浄信施5第1号の監視制御設備端末更新工事になります。施工場所は、江南区にあります信濃川浄水場の構内です。工種は電気工事になります。契約業者は、横河ソリューションサービズ株式会社新潟営業所になります。契約までの経緯につきましては、令和5年8月23日に見積合わせを行いまして、同日付で契約いたしました。予定価格が2,030万円に対しまして落札金額は1,970万円になりました。落札率は98.35パーセントです。

次の88ページをご覧いただきたいと思っております。この工事につきましては、安定した浄水場の運転管理のために、保守対応期限が超過して信頼性が低下している監視制御装置の端末を更新して、併せて、携帯監視機能を増設するものです。

89ページが随契とした理由を記載した依頼書になります。上から4行目、この装置は横河電機株式会社製であって、更新機器を既存のネットワークへ接続して、同等の信頼性を確保するには、その機能を理解した製造業者の高度な専門技術がなければ施工できない。よって、製造業者の保守サービスを担当しています子会社である記載の業者と随意契約を行いました。

この案件につきましては、委員より、契約金額が高いためとの理由で抽出していただきました。

水道局で結ぶ多くの1者随契につきましては、製造業者独自の技術が必要であって、設計書を作成するに当たっても、契約予定業者から仮見積書を徴収いたしまして、それを基に設計金額を算出することになります。特に、設備系の機器費以外の部分につきましては、水道局では、国や県などが示す積算基準を基に設計しておりますけれども、この設備系の機器、独自の、企業につきましては民間事業者で独自のコスト計算に基づいて算出された見積額に基づきまして算出しております。この工事の機器費の見積額で、この工事につきましては約1,840万円と高額です。そこに労務費や一般管理費などの諸経費を積み上げますと、高額になっております。

機器費や材料費は、昨今の物価上昇の影響を受けております。設計段階での見積額から、実際に入札する際の時期には、すでに材料が無かったり、価格が上昇しているケースも見ら

れております。また、見積合わせを私どものほうで行いますけれども、価格交渉を行っておりますけれども、なかなか値引き交渉が難しく、やむをえず落札率が100パーセントに近い高めの落札率となっております。

90から92ページにかけましては、見積通知書、契約結果、契約書をお付けいたしましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で随意契約の説明を終わります。

(富山委員長)

ありがとうございました。

それでは、以上2件につきまして、質疑等はありませんか。

(渡辺委員)

81ページの案件でお願いいたします。随意契約ということで、水機テクノス仙台支店ということです。最初の資料でも、6ページで指名停止措置一覧のところにも水機テクノスが出ていました。時期は異なっておりますし、支店も異なっております。それで、事前に質問を出させていただきまして、それに回答はいただいているのですがけれども、新潟県の工事とはいいながら仙台支店ということで、ほかに会社は存在しないといった回答をいただいております。新潟ですと東京も近いわけですがけれども、日本には仙台支店しかないということではないと思っておりますけれども、随意契約で1者を選ぶというのは非常に難しいところかと思っておりますけれども、その辺、仙台支店だけなのか、あるいは、指名停止になりました東京の支店でしょうか、こちらも対象になりうるのかどうか、その辺のところをお伺いできますでしょうか。

(事務局)

水機テクノス仙台支店についてなのですが、この会社は、実は、新潟営業所がありまして、営業所が市内にあります。ただ、その営業所を統括する支店が仙台支店の管轄になるということで、相手方が仙台支店となっております。

(渡辺委員)

分かりました。新潟に営業所があるということなのですね。分かりました。

(梅澤委員)

今の質問に関連してということになるのですが、水機テクノスが資格要件を満たさない者を技術者として配置するなどということがあって、そのうえで、期間が明けてお仕事ををお願いすることになった際に、何か通常とは異なるチェックだったり検査とか、通常の実際にはできなかったものに対する検査に対して追加で行ったりということはあるのですか。

(事務局)

指名停止になった理由と次に契約する案件との関係が非常に密接なものであれば、検査等を行う必要があるかと思うのですが、この案件については全く指名停止の事由の部分と関係のない案件でありますので、こうした場合は特に何も行わないということです。

(梅澤委員)

ありがとうございます。

(今井委員)

横河ソリューションサービスの案件ですけれども、ネットワークの増設とか、ネットワーク関係も含まれているのですが、最近、サイバー攻撃みたいなものがとてもあるわけですが、そういうことに対しての危機管理みたいなことはどうなっているのでしょうか。

(事務局)

ご質問、ありがとうございます。浄水課の稲田と申します。今ほどのセキュリティの関係ですけれども、私どもの設備といたしましては、外部からの接続に関しては全く縁を切っている状態になっております。そういったところでありますので、制御系に影響を及ぼすことはありません。

(今井委員)

ありがとうございました。

(富山委員長)

ほかにいかがでしょうか。

では、私からなのですけれども、横河ソリューションのプロキュレータ3・4号というのは、何年前にいくらで購入して何年もつ予定のものなのでしょうか。

(事務局)

ご質問、ありがとうございます。浄水課の稲田です。プロキュレータ3・4号に関しては10年前に入れたものでありまして、概ね10年の耐用年数と考えております。

(富山委員長)

耐用年数が10年。いくらで購入したのですか。

(事務局)

工事費としては、ここにありますように1,200万円ですが、機器としては、その半分の600万円程度かと思えます。

(富山委員長)

プロキュレータ3・4号機を10年前に1,200万円くらいで購入したのですか。

(事務局)

10年前の購入費は、すみません、今、資料がありません。申し訳ありません。後ほど回

答させていただきますよろしいですか。

(富山委員長)

ありがとうございます。それで、これは10年ごとに何年間メンテナンスを行って、どれくらいの耐久性があるのですか。

(事務局)

24時間、常時回っておりまして、水没をしているということもありますが、10年間動きっぱなしというところもありますので、10年後ごとに分解点検、更新を行っているところでは。

(富山委員長)

今、メンテナンスやアフターサービスを、例えば、30年契約とか20年契約で、最初の入札から、新潟市が購入して10年ごとに追加の費用を払うのではなくて、毎月ごとにトータルソリューションの形でメンテナンス、アフターサービスも加えた形での入札にすると、恐らく、水道局もコストが少なく、メンテナンス、アフターサービスもきちんとやってもらえて、業者にしてもメリットがあると思います。外資系のヴェオリアとかが日本国内でも水道事業等でやっている形だと思います。そのような形は導入されないのでしょうか。

(事務局)

申し訳ありません。その辺はまだ検討しておりませんでしたので、今後の検討課題にさせていただきます。ただければと思います。

(富山委員長)

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、本日予定していた議事につきましてはすべて終了いたしました。全体を通して、何か質問やご意見がありましたらお願いいたします。

それでは、本日の議事は以上で終了となります。委員の皆様には議事運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。事務局におかれましては、出された意見等につきまして、参考としていただけますよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上になります。事務局へお返しいたします。

(事務局)

富山委員長、委員の皆様、長時間、大変ありがとうございました。

事務局から1点ご連絡申し上げます。次年度、令和6年度前期の定例会議の開催につきましては、今年度同様8月ごろを予定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、また後日、具体的な日程については担当から調整させていただきますので、よろし

くお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を終了いたします。皆様、ありがとうございました。